

## ■代表ごあいさつ／山田太郎

山田太郎のオンラインサロンにお申し込み頂きありがとうございます。  
この度山田太郎オンラインサロンは寄付制から会員制に移行することになりました。会員制に移行することを機に、以前好評だった山田太郎のメルマガをマンガ論争の永山薫さんの協力のもと、再開させていただきます！

これから毎月、山田太郎オンラインサロンの会員の皆さまにメルマガの提供を行なっていきたいと思います。さんちゃんねるの個別の詳細解説や表現規制に関する最新情報等を提供していきます。その他、対談や視察、など楽しい企画も会員の皆さまと行っていく予定です。

これからも、山田太郎のオンラインサロンを始めメルマガやディスコードを皆さんの手で支えてください。更に多数のご意見を頂けると幸いです。メルマガも表現の自由を守る活動も、皆さんと共に作り上げるものと考えています。山田太郎の表現の自由を守る活動を皆様に引き続き支援して頂きたいと思っております。

---

### ●Contents

- 15分でわかるさんちゃんねるダイジェスト
- 旬の話題を深掘りする第1回  
マンガ、アニメ、ゲームは児童ポルノではない！
- 表現規制アンテナ  
不健全／有害図書類指定情報
- 次号予告

---

## ■15分でわかる『さんちゃんねる』ダイジェスト

「時間がなくて『さんちゃんねる』ゆっくり観られないよー」  
とお嘆きのあなた。

「大事な内容なので確認したいけど、どのあたりを観ればいいのか？」

と悩んでいるあなた。まずはダイジェストをお読みください。ざっくりと内容を理解できると思います。もちろんダイジェスト版なので、詳細が気になったら本編をご覧ください。

さて、第1回目の今回は10月後半に放送された、山田太郎自身が「保存版」と断言する第468回と第469回をタイムテーブルに沿ってまとめました。

テーマは「表現の自由」「衆議院議員選挙」「児童ポルノ」です。ただ第468回は枝葉を払っても熱量が半端なく、分量多目になり、15分で読めるかは微妙なところですが、熟読していただければ幸いです。

## 【第468回】どうなる？ 非実在児童ポルノ #表現の自由 #山田太郎

2021年10月20日ライブ配信

<https://www.youtube.com/watch?v=kIEuvc6kI8s&t>

### ■プロローグ

0:01:39 出演：山田太郎／小山紘一／萌生めぐみ（アシスタント）

山田：今日は非実在児童ポルノの問題を採り上げていきたいと思います。選挙中であり各党の公約は慎重に取り扱わなければなりません、自民党を含めて、各党が「表現の自由」をどう採り上げているのか、どこに問題点、課題があるのか、厳しく問うていきます。

「ジェンダー平等」の文脈は重要です。しかし、それが各党の公約の中で「表現の自由」に抵触しているのではないかと問題提起します。選挙中ではあれ「非実在ポルノ」という文言の中身についてはかなり看過できない問題があります。このまま議論が進めば、「表現の自由」は危機的な状態になるだろうと、厳しく問うていきたい。

公約のチェックだけではなく、これまでの「児童ポルノ規制法」の流れ、附則第二条の問題、三号ポルノの問題、児童性虐待記録物という名称等、背景にあるものはなんなのかを追求します。

そして公約の中で指摘されている2016年にブッキオ氏が国連報告者として来日し、行った国連勧告。どこが問題だったのかだけではなく、性虐待について日本の対応は弱いのではないかとことも考えます。「非実在児童ポルノ」に関連して韓国のアクション法の問題。スウェーデンで「非実在児童ポルノ」所持で逮捕され、無罪を勝ち取ったシーモンさんとその背景についてもお話しします。

### ■ニュース

0:05:45 ニュース コインハイブ事件 最高裁で二審判断見直し？

[https://www.bengo4.com/c\\_1009/n\\_13674/](https://www.bengo4.com/c_1009/n_13674/)

山田：コインハイブも表現にかかわる大きな問題ですが、今回は速報という形でお知らせしました。

### ■トピックス：各党の公約を斬る！

0:07:01 自民党公約チェック

## 政策 BANK：22 ページ「生活の安全」

「青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに『青少年健全育成基本法（仮称）』を制定します。また IT の発達等による非行や犯罪から青少年を守るための各種施策を実施します」

[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/20211011\\_bank.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/20211011_bank.pdf)

山田：政策 BANK 以上の議論が行われているわけではなく党内の部会で議論されて通った話でもありません。ただ青健法に関して課題はすごく多かったです。まず 2014 年に「子ども・若者育成支援推進法」を青健法に作り直して、かなり表現に関しても規制をかけるというような内容の文言が取り込まれていたのは事実。野党時代に交渉して修正を行っています。2018 年の落選中にも交渉し、最終的に表現系の問題条文はすべて削除しました。今後、自民党で新たな青健法の動きがあれば別ですが、今は新しい話は進んでいません。

表現の自由に関してはフェイクニュース規制で匿名表現の自由が侵される可能性がある。自民党内でも規制を求める声があり、危険な状況。

## 0:13:21 日本維新の会公約チェック

### 維新八策 2021 「ヘイトスピーチ・誹謗中傷対策」

<https://o-ishin.jp/news/2021/images/3858edd04d0a9813e048310faac8023c0a057034.pdf>

「表現の自由に十分留意しつつ、民族・国籍を理由としたいわゆる「ヘイトスピーチ（日本・日本人が対象のものを含む）」を許さず、不当な差別のない社会の実現のため、実効的な拡散防止措置を講じます。

SNS などにおける誹謗中傷問題につき、行政による過剰な規制や表現の自由侵害には十分に配慮しつつ、発信者情報開示請求を簡素化するなど司法制度を迅速に活用できる仕組みを整備し、被害者保護と誹謗中傷表現の抑止を図ります」

山田：SNS の誹謗中傷に対峙対応していくということですが、強く一步出すぎると表現に関してもかかわってきますので、少し注意していく必要がある。

小山：ヘイトスピーチは「本邦外」の人にたいするものは法律で規制されている。日本人に対する誹謗中傷もヘイトスピーチにしろというところが特徴的です。

## 0:14:38 立憲民主党公約チェック

### 政策集 2021 「性暴力の禁止」

[https://cdp-](https://cdp-japan.jp/files/download/w4j9/DS4S/F6W6/0Vvt/w4j9DS4SF6W60VvtcBiM0jff.pdf)

[japan.jp/files/download/w4j9/DS4S/F6W6/0Vvt/w4j9DS4SF6W60VvtcBiM0jff.pdf](https://cdp-japan.jp/files/download/w4j9/DS4S/F6W6/0Vvt/w4j9DS4SF6W60VvtcBiM0jff.pdf)

「ポルノや売買春、痴漢等の被害からインターネット上の性犯罪、子ども・高齢者・女性を対象とする性的虐待・暴力、あるいは性的指向や性自認に関する暴力に至るまで、性暴力は

被害者の人権を著しく侵害し、心身を害する重大で深刻な被害が生ずる犯罪であり、断じて許されるものではありません。

メディアにおける性・暴力表現について、子ども、女性、高齢者、障がい者をはじめとする人の命と尊厳を守る見地から、人々の心理・行動に与える影響について調査を進めるとともに、情報通信等の技術の進展および普及のスピードに対応した対策を推進します。

売買春等における買い手を生まないための教育・啓発など、「女性の性を商品化する風潮」を変える取り組みを具体的に進めます」

山田：2項目目が気になります。正直私は危険だと思っている。「メディアにおける性・暴力表現について」「調査を進め」「対策を推進」すると。この表現はどっかで聞いたことがあるぞと（笑）。児ポ法の附則第二条に似ている。

#### 0:15:56 トピックス 社民党公約チェック

##### 2021 年衆議院総選挙公約（リンク切れ）「ジェンダー平等と多様性社会の実現」

「差別のない多様性に富む社会を実現します

日本には性別や国籍・民族が違う人、障がい者など様々な人々が暮らしています。差別に反対する長年の努力の一方で、ネット上などでは差別的な表現が横行しています。『ヘイトスピーチ解消法』などをより実効性のある包括的な差別禁止法にし、共生社会の実現をめざします。

先の国会で立法化できなかった『選択的夫婦別姓制度』や『LGBT 差別解消法』、『同性婚』の法制化をめざします」

山田：この「ネット上の差別的表現」「実効性のある包括的な差別禁止法」ですが、表現をめぐって差別とは何なのかというあたりがちゃんと押さえられているのか？ 表現の自由を侵しかねない要注意な内容だと思っています。

#### 0:17:06 共産党公約チェック

##### 2021 総選挙政策「7、女性とジェンダー」

[https://www.jcp.or.jp/web\\_policy/2021/10/2021s-bunya-007.html](https://www.jcp.or.jp/web_policy/2021/10/2021s-bunya-007.html)

「児童ポルノは「性の商品化」の中でも最悪のものです。児童ポルノ禁止法（1999 年成立。2004 年、2014 年改正）における児童ポルノの定義を、「児童性虐待・性的搾取描写物」と改め、性虐待・性的搾取という重大な人権侵害から、あらゆる子どもを守ることを立法趣旨として明確にし、実効性を高めることを求めます。

現行法は、漫画やアニメ、ゲームなどのいわゆる「非实在児童ポルノ」については規制の対象としていませんが、日本は、極端に暴力的な子どもポルノを描いた漫画やアニメ、CG、ビデオ、オンライン・ゲーム等の主要な制作国として国際的にも名指しされており、これら

を適切に規制するためのより踏み込んだ対策を国連人権理事会の特別報告者などから勧告されています(2016年)。非实在児童ポルノは、現実・生身の子どもを誰も害していないとしても、子どもを性欲や暴力の対象、はけ口としても良いのだとする誤った社会的観念を広め、子どもの尊厳を傷つけることにつながります。「表現の自由」やプライバシー権を守りながら、子どもを性虐待・性的搾取の対象とすることを許さない社会的な合意をつくっていくために、幅広い関係者と力をあわせて取り組みます」

山田：これはヤバイと思います。まず「児童ポルノ」の定義を实在の児童の写真などの「記録物」ではなくて、「描写物」に改める。「描写」は絵や文章で表現されたもの。实在のものではない。「国連人権理事会の特別報告者」これはブッキキオさんですね。勧告は出ましたが政府は反論しています。「非实在児童ポルノ」というのは「生身の子どもを誰も害していない」けれど「誤った社会的観念を広め、子どもの尊厳を傷つける」となっちゃってるんですよね。ネットで批判が起きて、共産党は「『共産党は表現規制の容認に舵を切ったのですか』とのご質問に答えて」を出しました。気になるのは

「今回の『女性とジェンダー』の政策は、一足飛びに表現物・創作物に対する法的規制を提起したものではありません」

と、じゃあ一足飛びじゃなくて、最後にはやるのかと。私は否定していただきたかった。非常に残念です。共産党さんとは2014年の児童ポルノ規制法の時には一緒に戦ってくれたんですよ。「記録物」に関しても当時、二瓶議員が一緒になって、公明党とも一緒になんとか見直しができないかと、表現を守るために超党派で戦った。フェミニズム、女性、ジェンダー、非常に重要です。しかし、表現に関してこういう流れになることを極めて危機的に感じています。

## ■児童ポルノ法

0:23:27 「児童ポルノ禁止法」についてこれまでの戦いのおさらい

山田：児ポ法というのはそもそも实在の子どもたちを性虐待から守ろうと作られた。未成年の買春ができないという仕組みになった。2014年の改正の時、実務の関係者になった。単純所持禁止が最大のテーマだった。その時に非实在のマンガやゲームも入れるべきだと議論されたが本文には組み込まなかった。しかし、最後の附則第二条が大問題になりました。

「附則第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの(次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。)と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置(次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。)に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものと

する。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」

山田：マンガ、アニメに描かれる児童は非実在です。それが児童の権利を侵害するかどうか、こういったものを児童ポルノに類するものとして研究しなさいという文言が入っている。研究だけにとどまらず、結果としては「そうだ」ということになりかねない。附則第二条の第一項が相当議論になりました。第二項は「児童ポルノに類する漫画等の規制」と、マンガ、アニメは児童ポルノの一種であると法文の中に組み込まれそうになり、「基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と。これは「やる」ということです。この附則第二条も大騒ぎになりました。この時の自民党の政調会長が高市早苗さんです。色々議論して、最終的に高市さんが「附則第二条は外すということになりました」と、大政党の政調会長が小さな党の政調副会長に説明にきてくれた。でも児童ポルノ法は今でも危ない。私が外せなかったのが「三号ポルノ」。児童ポルノ法第二条三項の児童ポルノの定義の三号のことです。

「三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部）が露出され又は強調されているものであり、かつ性欲を興奮させ又は刺激するもの」

山田：「衣服の一部」って、洋服から肩が出ていても児童ポルノか？ というのがひとつ。「殊更に」「露出され又は強調され」って何？ もちろん、性器が出ている／出ていないはひとつの基準になるかもしれないけれど、「かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」でなければいいということになります。なぜ、この条文が入ったか？「自分の赤ちゃんの水浴び写真がこれに当たるのか？」と。それでセーフになったけど、「じゃあ興奮しちゃったらどうなんだ」と、「足フェチの人が着衣の写真見て興奮しちゃったらどうするの？」と訊いたところ、回答は「いやいや、それは変わった人だ」と「普通の人の場合」だと。そもそも「いたいけな子どもが性虐待されている写真を見て興奮する人は普通の人とは思えないが」と言ったら「う～ん」ってなっちゃった。

また、私は次のように 2014 年の参議院法務委員会で質問して回答を得ました。

「性的虐待が実際に行われているが、顔のみを写した動画」は該当するか？ 衣服の一部または全部を着けていない児童の肢体じゃないけど性的虐待を受けて苦しんでいる顔の動画です。これがセーフ。児童ポルノって虐待と関係なく「裸」が要件になっている。虐待から子どもを守りたかったんじゃないの？「精液を顔にかけられた、服を着ている（裸ではない）写真」も裸じゃないからセーフ。「服を着ている状態で動物の性器に無理矢理触れさせている写真」「服の上からロープで縛り鞭を使って打たれている SM 写真（性器等の強調な

し)「性的虐待中の音声」みんな虐待です。でも法的には児童ポルノに該当しない。だから「性的虐待記録物」にしよと言ったんですよ。だから共産党さんに言いたい。あの時、「児童性虐待記録物」にしようと一緒に言ったのは共産党じゃないですか。それが何故、今回の公約で「性虐待描写物」になっちゃったんですか。次「3号ポルノに該当するビデオにモザイクをかけたもの」これも「見えない」からセーフ。

次に、「これは本当に児童ポルノですか？」と訊きました 「コスプレ会場で18才未満のコスプレイヤーを撮ったきわどい写真」は？ 18歳未満に見えたら基本的に規制されるという回答です。「被写体は特定出来ないが18才未満に見える写真」これ、議論になりましたがダメ。「Facebook等で収集した子どもの水浴び写真(親は純粋に成長記録としてあげている)」これは「整理の段階で児童ポルノになる」と答弁されました。私は修正要望を出しています。法律の趣旨を明確にするために「名称を『児童ポルノ』ではなく『子どもの性的虐待の記録』等に変更する」かなり議論になりましたが、「児童ポルノ」という言葉が一般的に活用されている、もっというと「衆議院も通っているし今からでは間に合わない」と押し切られました。これは失敗したと思っているんですよ。

次に2018年12月12日の毎日新聞の記事には「アニメやゲームで児童ポルノを目にしたことが多かった」と書いてあります。「アニメやゲームは児童ポルノなのか？」と公開質問状をAFEEから送りました。回答は「アニメやゲームも準児童ポルノとして国連の条約等で規制されているのだ」と、こういう発言をしたんですよ。

**「広義では、児童ポルノという言葉が、実在しない児童を描いたものを指す場合もあると考えています」**

新聞社がそんな定義をしていいのか。だから「記録物」にすべきだったんですよ。

「欧州評議会が発案したサイバー犯罪に関する条約(略称・サイバー犯罪条約)では、児童ポルノを定義した項目の一つに、『性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的影像』との記載があります。この項目は実在しない未成年者も対象にしていると解釈されています。日本は2012年11月に同条約の締約国となり、条約の内容を承認しています。」

これは嘘です。これは大きな間違いであり、誤報です。確認不足でしょう。サイバー条約のこの部分は私が質問主意書で政府の答弁を取って確認しています。この部分に関しては「適用しない権利を保っている」つまり留保しているんですね。こういう嘘を平気で書く。「おかしいでしょ」と書いたら梨のつぶてで回答はありません。みんないい加減ですよ。しっかり詰めておかないとこうなっちゃう」

**0:40:51 ブキッキオ氏国連勧告について**

山田：ブッキキオさんは国連人権理事会の特別報告員。2015年に訪日しています。

「児童又は主に児童として描写された人物であって、露骨な性的活動に従事し又は児童の性器を表現するものの仮想イメージや表現を、主に性的な目的な目的のために、製造、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧、所持することを犯罪化する」

と言っている。男女共同参画の元になっている国連の女子差別撤廃委員会が

「マンガのようなビデオゲームやアニメのポルノグラフィが女性に対する性暴力を助長させている。その根本原因は女性に対する固定概念にある」「性差別の固定観念を悪化させ、女性や少女に対する性暴力を助長するポルノのビデオゲームやアニメの製造・配信を規制するために、既存の法律と監視プログラムを有効活用すること」

と言っている。簡単にいうと「規制してしまえ」とこういうことが書かれている。これが男女共同参画などの形で、相次いで日本にプレッシャーが掛けられています。国連は「日本はマンガ・アニメ・ゲームを規制せよ」の論拠として、まず「犯罪誘発の可能性」を挙げています。これについて国会で質問したところ岸田外相は「根拠のないものには根拠を求める」と、「それ自体が人権侵害」というロジックについて、岩城法相は「創作物に人権はない」と。人権とは実在人物の個人法益を守ることなんだと。「条約上日本は守る義務がある」という強制については、閣議決定で「日本は条約上義務を負っていない」と回答しました。

サイバー条約と選択的議定書が表現に関わる問題が危惧されているんですが、両方共、条約上の義務を負っていない。

ブッキキオさんの発言「女子学生の3割（後に13%と訂正）は援助交際をやっている」後日「誤解を招くものであったとの書簡」。音声ではサーティとしか聞こえません。外国人の友人にも確かめました。13%でも根拠はない。これを英語で言ったから世界中に日本は援交天国だと広まった。日本に行ったら金出したらやれるぞと。かえって児童をリスクに晒したんですよ、この人は。「児童ポルノ犯は懲役刑にならない」と、罰則が非常に軽いとも言っていますが、これは嘘です。外務省が否定しています。

小山：特別報告者って密告とか内通者の情報を元に「これが問題だ」って広める役割があるので一部の人の声を過度に信用しちゃってるような気がするんです。

山田：ウラを取っておけよと。次「児童ポルノ犯を警察は捜査しない」。警察庁「そんなことはありません」(笑)。「沖縄で家庭崩壊で家出=すべて売春産業へ」こう言ったんですよ。これが2016年の国連報告者ですよ。これが共産党の今回の公約に入っちゃった。知ってて書いたんですかね。私は2016年2月29日に「国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書」を出しています。ブッキキオさんの最終報告書が出る前に日本国として条約関係がどうだったのか確定させた。まず、児童ポルノの定義に関わるのは「児童の売買、児童買



春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、「サイバー犯罪に関する条約」の二つだけだと確認しました。次にその二つに「実在しない児童」の描写を含んでいるか？ 含まれるとしたら日本としてそれを児童ポルノとして制限する義務を負っているか？ 回答は「**選択議定書の方は実在の子どもに限定されている**」。「サイバー犯罪に関する条約」ですよ。実在する児童を描写したものを含むんですが、実はその部分に関しては「**我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない**」という答弁を得ました。ということで、毎日新聞は嘘ですね。調べていない。最近、VTuber の件でも「国連からの条約を結んだはずだ」って言ってますけど、違いますから。2016年1月18日の予算委員会でも質問しました。

**「国連からの勧告は事実に基づかない。修正と訂正を求めるべきだ」**

この質問に対し、安倍晋三総理。

「ブッキオ氏が指摘したことは事実ではないわけでございまして、この事実ではないことに対してこれを対応することはできない」と。

岸田文雄外務大臣。

**「ご指摘の点等につきましても納得のいく説明あるいは根拠を求めていきたいと存じます」**

これで外務省が動きだしました。

次、2016年3月4日に、国連勧告に対する日本の対応ということで質疑を行いました

**「漫画、アニメ、ゲームなどで実在しない人物をモデルに描いた創作物が人権侵害に当たる可能性があるのか」**

岩城光英法務大臣。

**「一般的に申し上げますと、人権侵害とは特定の人の人権を具体的に侵害行為を意味するものであり、実在の人物がモデルとなっていない以上、描かれること自体によって人権が侵害される特定の人物は想定できません」**

つまり、創作物、表現物には人権は存在しない。何故この質問が必要だったか、人権というものを認めちゃうと、人権を守らなければならないから規制が一杯入っちゃうんですよ。小山：ただ、VTuber もそうでしたが、アバターとかが出てくると、アバターの人権はどうなんだという話もでてくる可能性がある。

山田：それは注意して見ていかないと。次は国連人権理事会へのブッキオ氏の報告書と日本政府の反論。すごいんですよ。

「国際的な人権規範・基準によれば、児童のポルノ的な表現は描写された児童が現実のものか仮想のものであるかを問わず、児童ポルノであるとされている」「児童又は主に児童として描写された人物であって、露骨な性的活動に従事し又は児童の性器を表現するものの仮装イメージや表現を、主に性的な目的のために、製造、頒布、提供、販売、アクセス、閲覧、所持することを犯罪化する」「児童の性的搾取を撲滅するための効果的な予防・保護手段を解明するために、児童の性的搾取につながり児童を関与させる商業活動の根源的理由、プッシュ・プル（現実の児童が性暴力を許容することと社会がそれを許容してしまうこと）との関係、範囲、姿態と影響について、信頼できる最近のデータとともに根源的な動機について包括的な調査に加え、仮想的な児童虐待の影響に関する調査を実施すること」

簡単にいうと漫画、アニメ、ゲームを規制しなさいと。日本政府はこれに反論しました。

「日本政府はいずれの文書が国際規範・基準を構成するのかが明らかでないことを認識している。児童の権利委員会はこの点に言及した公式見解を公表したことがない」

つまり、報告者は勝手に報告しているんであって、そんな決定事項はない。

「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書及び武力紛争下の児童の関与に関する選択議定書 2 条(c) 上記選択議定書は非実在の児童のポルノを規定していない」

ここ大事ですね。ちゃんと言ってくれました。

「サイバー犯罪条約 9-2c 第 9 条 1 d 及び e 並びに 2 b 及び c の規定を適用しない権利を（日本は）留保している」

つまり認めていないと。その上で日本政府は報告書を「個人的な見解」として、厳しく反論している。こういう反論を知っていて、2016 年の勧告を元に共産党は公約に入れたと。

ただ、ブッキオさんを批判するだけではダメ。じゃあ日本は性虐待に関する対応をちゃんとしてきたのか？ ということに関しても私は動きました。それが子ども庁や虐待に関する運動に私もつながっていったんで、そのあたりもフェアに説明しておきたい。

2015 年。ブッキオさんに色々言われたけど、本当に日本は性的搾取の実態をどこまで把握できているのか？ どこが責任部署なのか？ 内閣府、文科省、総務省、厚労省、法務省、警察庁に確かめたところ全く把握していないか、一部のみ把握ということの実態がわかっていない。

2015 年 10 月 26 日にブッキオ氏は記者会見で「子どもの性的搾取に対して包括的な戦

略が必要」と言った。「じゃあどの省庁が担当しているんだ？」と、問うたところ各省とも「担当ではない」と回答。11月16日に関係省庁に担当部署を決定するように文書で依頼したところ「決められない」「担当ではない」と回答。内閣官房は「部署の人数が少なく担当できない」と。

2016年1月15日、内閣総務官室、内閣府、外務省、文科省、法務省、厚労省、警察庁「担当ではない」と。それで、「山田さんが総理、官房長官に質疑をしてください」と（笑）。こういうところからも子ども庁創設へとつながっていったんですね。

### 1:03:08 外国の事例：韓国の場合（アクション法）

山田：2015年の11月22日から24日、訪韓して、韓国の議員やアクション法に反対している人たちと面談しました。まず、韓国の表現規制を整理しておきます。2011年にアクション法、韓国版児ポ法で創作物を処罰対象化しました。2012年、逮捕された人は2200人。著作権法も2007年に改正。これは米韓FTA絡みで、著作権法が非親告罪化したんです。9万人以上が取締りの対象になりました。改正前の3.6倍ですよ。マンガ業界崩壊って言われた。2012年にゲームシャットダウン規制。後に行き過ぎたと改正されますが、ゲーム作ってられないと業界の従業員の25%が辞めました。すごいのはアクション法の概要。

「禁止事項：児童に対する以下の行為または、以下の行為をさせること。①性交行為、②性交類似行為、③体の全部又は一部を接触・露出し、性的羞恥心、嫌悪感を持たせる行為、④自慰行為、⑤その他性的な行為」

「対象物：一 青少年と認識しうる者、二 青少年の認識しうる表現物であって写真・ビデオ・ゲーム又はコンピューターで映像の形態になったもの 名称：『児童・青少年利用わいせつ物』から『児童・青少年性搾取物』に」

これでマンガもゲームも全部入っちゃう。そして、さらにすごいのが罰則

「販売目的所持：10年以下→5年以上の懲役、提供：7年以下または罰金→3年以上の懲役、視聴：なし→1年以上の懲役」

提供罪については行き過ぎということで2011年の改正で7年以下から3年以上になりました。アクション法は憲法裁判所でも審査がされて、2015年に仮想物規制などについて合憲判決が出てしまう。

訪韓して議員たちと「これはおかしいだろう」ということで議論してきました。「罪は認めるが罪状をアクション法ではなくわいせつ罪にしてくれ」という人が続出。なぜかというと、マンガやアニメを製作してアクション法の製造罪に問われると懲役5年以上で就業制限と身元登録。成人女性に対する強姦罪が当時の刑法では懲役3年以上なんです。实在児童を

強姦せずともマンガやアニメを製作したら懲役5年以上、就業制限、身元登録。刑法の成人わいせつ物の配布罪は1年以下の懲役、50万円の罰金。アクション法では一般に意図せずに行われてしまうP2Pソフトでアニメをアップロードしたら7年以下の懲役、500万円の罰金、就業制限、身元登録。仕事ができなくなる。

小山：日本の刑法罰より重いですね。

山田：5年以上の懲役は強制性交罪、3年以上は傷害致死罪、拳銃等の輸入。1年以上は危険運転致死傷罪、覚醒剤輸出入罪ですからね。

### 1:10:00 トピックス 外国の事例：スウェーデンの場合

山田：2019年の秋、欧州視察でシーモン・ルンドストロームさんとお会いしました。シーモンさんは日本マンガの翻訳家として有名な方で、その関係もあって二次創作とマンガイラストを所持し、パソコンの「エロ」というフォルダに200枚の画像が入っていて、その内の50枚が児童ポルノ罪に問われた。コミケで知った同人作家のイラストをダウンロードしたもの。地方裁判所では有罪判決。最高裁まで争われて、一枚以外は児童ポルノではないとされ、シーモンさんがマンガの翻訳家であることを考慮し、無罪。冤罪だと大問題になりました。裁判の争点はマンガのキャラクターは大人か子どもかわからない。裁判では2000歳の吸血鬼や紀元前の幽霊なんてのも採り上げられた。裁判では「子どもに見えるならば子どもなんだ」という判断が下されたが法律に明記されていないわけではない。

### ■まとめ

#### 1:12:18 トピックス まとめ

山田：今回は各党の公約、表現の自由について見てきましたが、これ自身がどういう問題を秘めているのかということをしかりわかっていただけたかどうか。こういうことが起こらないように、これまで表現の自由に関して、野党時代も与党時代もやってきたつもりだったんですけど、こういう問題が起こる。どういう議論が積み重ねられているのか、理解して欲しい。おさらいをしておきますが、「非实在児童ポルノ」と言う言葉の中には「非实在」と「児童ポルノ」という曖昧な定義がある。あくまでも日本では「非实在」、つまり実在の子どもにかかわらないマンガ、アニメ、ゲームは自由なのだということが、これまでは守られてきた国だと言うことを今一度忘れないでももらいたい。「児童ポルノ」も「ポルノ」が問題ではなく、それによって起こる虐待が問題なんだと。「児童ポルノ」という名称を使ってしまったがために虐待があっても取り締まれない。私はそこで頑張ったんだけど負けました。それで毎日新聞があんな風を書くようになったりとか、「児童虐待記録物」が何故か「描写物」になったり。全然違いますから！ それから国際的な名指しの批判と国連勧告を読むと、あたかも「日本はとんでもない国だ」と思うかもしれませんが、私から言わせれば国連報告者の方がとんでもない！ 色々言われることは仕方がないし、意見が違う。文化はローカルだから考え方も違う。キリスト教圏とは違うでしょう。問題は間違

ったことを英語で広めたことで、日本の子どもたちがリスクに晒される可能性があるということですよ。日本は援助交際天国で警察にも捕まらず、挙げ句の果てに沖縄では家出するとセックス産業しか行き場がない。とんでもないですよ。私はブキッキオさんと会った時に、性欲求と虐待とわいせつは分ける、性欲求はなくならないがコントロールするもの、虐待とポルノは犯罪体系が異なる。虐待は個人法益、個人の人権、尊厳を守るもの。わいせつ物、ポルノは見たい人見たくない人がいて、見せ方によっては社会が混乱するという意味で社会法益。完全に分けて考えないといけないし、我々が求めているのは「性虐待」をなくそうとしているのではないか、実際の子どもたちを守るとしているのではないか、二次元は実在の子どもとは違いますと、実在の子どもとかわいせつ物とは違いますと一生懸命説明したんですけどね。誤解があれば誤解を生じないように、感情的にいうわけではなく、事実を積み上げて、資料を全部公開して、『表現の自由の守り方』にまとめて、児童ポルノについて、国連からの外圧についても、青少年健全育成基本法についても当時の自民党を批判しています。こういうことを踏まえて欲しいし、踏まえた上で自民党を含めた各党が検証してもらいたい。そして一緒に表現の自由を守ろうという議員がいれば、党内や所属している中からも声を挙げてもらいたい。今回の公約、もう一回見てもらいたい。各党とも非常にリスクのある、表現規制につながりかねないところがあります。ジェンダー、平等から導かれるリスクが高くなっているんだということも是非理解してもらいたい。表現の自由の守り方、戦い方はそんな単純ではない。ひとつひとつ、すべての答弁、政府の立場、そういったものも詰め将棋のように詰めて、表現の自由を守れるように引き出していった。小山さんに作ってもらった資料、あまり多くなかったですよね。

小山：以前使ったものが多かったですね。

萌生：ブキッキオさんの時もアシスタントで横にいたんですが、熱量が全く変わってないなと。

山田：毎回、同じこと言ってるって（笑）。

萌生：いや、全然ブレてないなって。

山田：それはどうも（笑）。積み重ねですから。繰り返しになるけど、始めて番組を見る人のためにも必要だと思いますので。

-----

## 【第 469 回】第 49 回衆議院総選挙 表現の自由の観点から斬る！ # 衆議院総選挙 # 表現の自由

2021/10/27 にライブ配信

<https://www.youtube.com/watch?v=eGY4Rfouph0>

0:00:00 LIVE 開始

0:05:11 本編 山田太郎／赤松健（最高顧問）／小山絃一／萌生めぐみ（アシスタント）

0:05:43 お知らせ フォーラム情報と pixiv fanbox／小山絃一

0:06:19 本日の内容 今日の内容と AFEE アンケートについて

## ■ニュース

0:07:00 ニュース こども庁法案を通常国会に提出へ

「こども庁」法案、通常国会提出へ 政権継続なら人事変えず一岸田首相

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021102601262&g=pol>

**山田**：総裁選の時に4候補に「子ども庁」ついてやるのかどうなのか問うた。岸田さんも賛成の札<sup>①</sup>を挙げた。その後の自身の公約でも「子ども庁を作る」と。ただ色々紆余曲折があり、自民党の政策 BANK の中に「子ども庁」という言葉がない。そこで改めて岸田首相が明言したということです。「子ども庁」も情報がベース。デジタル庁でも力を合わせていく。規制改革会議の中のワーキンググループの子ども、子育てグループがあり、養育費取立ての話も議論しています。色んな問題にデジタルがからんでいるので全部やっています。選挙が終わったら「子ども庁特集」で詳しくお知らせします。

0:17:05 ニュース Facebook、ベトナム政府からの検閲強化申請を容認

“フェイスブック ベトナム政府に検閲の強化を容認” 米有力紙

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211026/k10013321551000.html>

**山田**：プラットフォームがやってはいけない話。

**小山**：各国が最近このような動きがあってベトナムの件もその一環。（スライド「諸外国の言論統制」でドイツ等、7ヶ国の実態を紹介）。

**山田**：中国はそれ以前に大変なことになっています。Facebook はベトナムの件を皮切りに、内部告発が出ている。

**小山**：「Facebook コミュニティ規定」は暴力煽動、児童性的搾取、虐待、成人に対する性虐待もダメ、フェイクニュースは表示回数を下げる。「選挙に対する Facebook のアプローチ」は選挙干渉の予防。目に付かないようなアルゴリズムを使う。

「Twitter ルール」は市民活動の阻害に関するポリシー、強烈な身体的脅迫に関するポリシー、暴力にの賛美に関するポリシーなど5つのポリシー。違反するとアカウントがバンされるが、具体的なことがわかりにくい。

「Yahoo!ニュースコメントポリシー」選挙期間中のコメント投稿について。

**山田**：落選運動はいいけど、虚偽はだめとありますが、虚偽かどうかはどうやって調べる

の？

小山：個々に判断をするのですかね。

赤松：選挙中に間に合わないんじゃないですか？

山田：間に合わないですよ。やられ損になりますよ、選挙妨害は当局も動くので罰を受けることになります。

小山：Yahoo!コメントポリシー「わいせつや暴力的等、不愉快な内容」では、わいせつ、下品、動物虐待、低俗な投稿はダメ。どんなコメントをどう見るかという評価が入っているのわかりにくい。

山田：民対民でわかりにくかったことがわかるスライドで、これは保存版ですね。匿名性が前提で中を覗くことはできないがポリシーとしてはこうだと。表示をした時にバンするものもあると。

ベトナムの場合は本来匿名のメッセージとかも開けちゃう。事態が全然違う。暗号化を守らないということ。直接政府が介入する。まさに匿名表現の自由の問題です。こうなってくるとサイバーセキュリティ、デジタル庁の役割がめちゃくちゃ大きくなる。犯罪捜査で令状なしには開けられない。デジ庁はこれを守らないといけない。首を賭けてもいいです。

赤松：そこまで言いますか！

山田：サイバーセキュリティで、国民の情報を守る。子どもに何を見せちゃいけないかという問題は子ども庁です。デジ庁と子ども庁でやっていく。両方とも私が携わっていきます。日本政府のこれまでの立場は「表現の自由を守る」。当たり前なんです。憲法を守るんだから。僕は今、政務官だから、大事が決済する時に絡みますから。サイバーセキュリティ上の課題は、これまでは通常兵器の戦い。次が大量破壊兵器の戦いで、今はサイバー攻撃なんです。機密事項なんて言えませんが、色々民間でも攻撃を受けています。サイバーセキュリティ戦略本部を担っているのはデジ庁なんです。裏を返すとここが「表現の自由」を意識していないと、サイバー防衛のために何でも中を見るとなっちゃう。それはダメなの。

赤松：今回は割と凄い話してますよね。

山田：表現の自由を守る主戦場はデジ庁と子ども庁と内閣府の担当部署です。

## ■衆院選・各党の公約

0:36:04 トピック 第49回衆議院総選挙 表現の自由の観点から斬る！

山田：まず自民党の「自民党政策 BANK」に「青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに『青少年健全育成基本法（仮称）』を制定します」とありまして、これが表現規制に繋がるのではないかと懸念されています。

赤松：急に復活してきましたけど、これはどうですか？

山田：自民党に入って青少年健全育成調査会の事務局次長に就任しましたが、野党時代から自民党と交渉して同法が怖い法律にならないように手を打ってきました。表現に関するリスクは交渉の末、全部削除したと「今」は言えます。復活する可能性もあるから注意してい

かなければならないのですが。

**赤松**：事務局次長が政策 BANK に入ってくるって知らなかったってアレじゃないですか（笑）。

**山田**：それは生煮えのものもありますよ。「ネット上の誹謗中傷等の対策推進」については匿名表現の自由が守られるように「最大限考慮」となっています。次は「日本維新の会」の「維新八策」のヘイトスピーチ誹謗中傷対策。

**小山**：現行法にはない「日本と日本人に対するヘイト」も取り締まると。

**山田**：立憲民主党の「2021 総選挙政策」に「性暴力の禁止」の中に「メディアにおける性・暴力表現について、子ども、女性、高齢者、障がい者をはじめとする人の命と尊厳を守る見地から、人々の心理・行動に与える影響について調査を進めるとともに、情報通信等の技術の進展および普及のスピードに対応した対策を推進します」が気になる。メディアとイコールではないけれどマンガ、アニメも含むだろうと。調査って児ポ法の時の附則二条とそっくりですよ。ネットも標的だろうと。

**赤松**：アブナイですよ。ええ。

**山田**：共産党が大騒ぎになっちゃったんで、目立たないけど。かつての立憲だったらこんなこと書かなかったと思う。次、社民党「ジェンダーの平等と多様性社会の実現」「ネット上などでは差別的な表現が横行」がどこまでを指すのか？ そのために「包括的な差別禁止法」と。共産党の「女性とジェンダー」。さんざん言及してきましたが論点は三つ。「児童性虐待・性的搾取物」は「記録物」にして欲しかった。ブッキキオさんの勧告を元に行っているのとマンガ、アニメ、ゲーム等の非実在児童ポルノという部分。

**赤松**：最新版ではマンガ、アニメは含みませんって追記されましたね。

**山田**：他に何があるの、小説？「児童性虐待・性的搾取物」にマンガ、アニメは入らないけど「非実在児童ポルノ」には入るの？

## ■驚愕のアンケート結果

0:55:00 トピック AFEE 表現の自由に関する政策アンケート

### ●質問1 過激な表現も含め、マンガ・アニメ・ゲーム等の表現の自由について

- A.民間の自主規制に任せるべき
- B.一定の条件の下に法令でさらに規制すべき
- C.わからない

以下、A：B：C

自 民 党 =23：6：1

立憲民主党 =34：7：6（無回答1）

共 産 党 =92：4：1

国民民主党 = 5：2：0



日本維新の会 = 11 : 0 : 1

N 裁 党 = 2 : 1 : 0

れいわ新選組 = 3 : 0 : 0

公 明 党 = 0 : 0 : 1

社 民 党 = 1 : 1 : 0

●質問2 青少年のゲーム・ネットの利用時間を法律で定めることについて

A. 青少年に対して、一律の使用時間制限などの法規制を安易に行うべきではない

B. 青少年に対して、一律の使用時間制限などを法的に行うべきだ

C. 分からない

自 民 党 = 25 : 2 : 3

立憲民主党 = 41 : 3 : 4

共 産 党 = 96 : 1 : 0

国民民主党 = 7 : 0 : 0

日本維新の会 = 12 : 0 : 0

N 裁 党 = 2 : 1 : 0

れいわ新選組 = 3 : 0 : 0

公 明 党 = 0 : 0 : 1

社 民 党 = 2 : 0 : 0

●質問3 コロナ禍での大規模イベントの開催について

A. 感染対策を施した上で、イベントの開催を積極的に認めるべきだ

B. 感染状況を加味し、イベントは限定的に行われるべきだ

C. イベントは原則中止にするべきだ

D. 分からない

自 民 党 = 21 : 8 : 1 : 0

立憲民主党 = 10 : 35 : 1 : 1 (無回答 1)

共 産 党 = 91 : 4 : 1 : 0

国民民主党 = 4 : 3 : 0 : 0

日本維新の会 = 9 : 2 : 0 : 1

N 裁 党 = 3 : 0 : 0 : 0

れいわ新選組 = 3 : 0 : 0 : 0

公 明 党 = 0 : 1 : 0 : 0

社 民 党 = 1 : 1 : 0 : 1

山田:面白いのはどんなマンガが好きか。規制派と言われている平井卓也さんは表現制限もゲーム規制もしませんと。好きなマンガは『美味しんぼ』と『ONE PIECE』。平井さんを規制派にしたらまずいですよ。香川の問題でも、平井さんがゲーム規制をした事実はないんで

す。新聞社の親族とは別なので。古屋圭司さんはスクショ違法化を防いだけど、規制派と言われている高市早苗さんの総裁選では選対本部長を務めています。単純に決めつけるのはダメですね。

赤松：馳浩さんも昔は規制派だと言われてましたけど、会ってみたらそうじゃなかった。

山田：平井さんの対抗馬、小川淳也さんは表現の自由に関しては「わからない」と。これはショックですよ。平井さんは「規制しない」としているのに。あとすごいのが、高市早苗さん。これはめちゃくちゃニュース！

赤松：そうなんですか？

山田：まず、なんと、びっくりしないでください。まず質問1です。過激な表現も含め、マンガ・アニメ・ゲーム等の表現の自由について、A.民間の自主規制に任せるべき、B.一定の条件の下に法令でさらに規制すべき。さあ、どっちだ？

赤松：規制でしょ？

山田：違います。「民間の自主規制に任せるべき」

赤松：へええええ！

山田：次。青少年のゲーム・ネットの利用時間を法律で定めることについて、A.青少年に対して、一律の使用時間制限などの法規制を安易に行うべきではない B.青少年に対して、一律の使用時間制限などを法的に行うべきだ。

赤松：法的に行うべきだ。

山田：行うべきではないAです。

赤松：あれえ、おかしいな。

山田：みなさんは、この回答を信じるか信じないかということはあると思いますよ。僕も見た時にびっくりしました。これは典型的な表現の自由を守る回答です。これは回答として大きいと思います。そしてもうひとつ。好きなマンガ、アニメ等はなんですかと。

赤松：マンガ読むんですかね、高市さん。

山田：ひとつは『バリバリ伝説』。

赤松：『バリ伝』！！！！！！ しげの秀一先生、マガジンですよ。

山田：なんてったって、高市さんは元不良。

赤松：嘘だーっ！

山田：それにバイク乗り。

赤松：バイク乗りなんですか!?

山田：高市さんの自伝とか色々読ませて頂いてるんですが、かなりの不良だったと思います。

赤松：えっ、うっそー！

山田：次に好きな漫画は『加治隆介の議』、これあんまり知らないんですけど。

赤松：弘兼憲史先生の政治家漫画です。

山田：これ好きな政治家多いみたいね。

赤松：そうですね。

山田：渋いところに来たよね。そして、これは僕がびっくりしました。三番目『たそがれ流星群』！

赤松：これも弘兼憲史先生。

山田：『たそがれ流星群』ときたらエロですよ。

赤松：エロですよ、毎回。嘘でしょ。規制するんじゃないで。弘兼先生、日本漫画家協会の理事ですから、サインもらってあげようかな。

山田：これ、しっかり選んでるよね。『ONE PIECE』とかじゃないもん。

赤松：『ONE PIECE』はいい漫画ですよー！ ちょっと見方が変わりますね。こういうこと言うとチョロイとか、ダメされてるとか言われそうだけど。

山田：かなり正直にお書きになった。今度会ったら訊いてきますよ。高市さん、規制派は規制派なんですよ。今後の取り組みによるところがあると思いますが、ここでこう答えたというのは政治家ですから、大きいと思いますよ。坂井さんと AFEE 作って良かったって自負してます。昔はあんまり答えてくれなかった。みんな答えるようになった。特に今回は共産党が 97 人も答えていますから。めぐめぐさんどう思いますか

萌生：『鬼滅の刃』とか『ONE PIECE』とかみんなが知ってるものを書いているより、知らないような名前を書いている方が信頼できます。

山田：そう思っちゃうよね。

赤松：けっこうマニアックな漫画多いですよ。

山田：赤松さんって政治家になれる。政治家の漫画家に対するリスペクトすごい高いですから。

赤松：『鬼滅の刃』多いですね、『ガラスの仮面』も多い、『ベルセルク』もいた。

山田：『ベルセルク』は誰？

赤松：維新とれいわですね。エヴァとか……イデオンの人もいる！

山田：全部公開されていますから、確認してください。というわけでここまでできましたけど、選挙前で表現の自由に関して盛り上がることもなかったですよ。今回、共産党の件が大きかったけど、なかったですよ。これが 이슈 になって党が弁明しなければならない事態に陥ったのは、これだけ政治的 이슈 として認識されたのかと。

赤松：確かに。

山田：AFEE のアンケートもかなり多くの議員が回答してきている。高市さんすら、規制をしないという形でスタンスを明確にせざるを得ないのか、実は前からそうだったのか？

赤松：訊いていただきたいですね。

山田：はい。それで、こういうことを知っていただいて、こういう形で表現の自由を守っていくのかと是非理解して頂きたいんですよ。

赤松：いやー驚いた。

山田：面白かったですよね。

赤松：最初は政務官になっても表現の自由について語る山田先生に驚きました（笑）。後半

はアンケートで挙げられた作品に、人間が見えてくるような気がしてうれしかった。政治家さんに対して別の感情が芽生えてきますね。

(註：本放送時とアンケートの最終集計時では数字が違いますので訂正しました。ちなみに高市早苗議員はバイク乗りで Z400GP、GSX400S KATANA に乗っていたそうです。愛車は初代スープラ)

---

---

## 旬の話題を深掘りする

### 第1回：マンガ、アニメ、ゲームは児童ポルノではない！

#### ■児童ポルノを見たことがありますか？

共産党の公約(※1)に「非实在児童ポルノ」という言葉が含まれていたためにネットでは「共産党が表現規制に舵を切った」と大きな騒動になりました。

これ自体、大問題ですが、その前に我が国の「児童ポルノ禁止法」正確には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(※2)と「児童ポルノ」についておさらいしておきましょう。

まず、あなたは「児童ポルノ」を見たことがありますか？

ほとんどの人は

「見たことがない」

と答えるでしょう。中には

「女の子が陵辱される漫画を見たことがある」

と答える人がいるかもしれませんが、それは「児童ポルノ」ではありません。なぜかというところと現行法は創作物(漫画、イラスト、アニメ、ゲーム、小説)を対象としていないからです。あくまでも実写(写真、動画)が対象です。この实在児童を被写体として作られた闇の商品は根絶されたわけではありませんが、一般人の目の届かないところに追いやられています。少なくとも日本では反社会集団が児童を誘拐したり、脅迫したり、暴力で制圧したりして「児童ポルノ」を量産し、世界中にばら撒いているなんてことはありません。

もちろん反社会集団の中には「児童ポルノ」を販売している者もいますが、捕まったら重罪を課せられるため、流通ルートも限られあまり大きな商売にはなりません。

児童ポルノ事犯の多くはマニアが捕まって、芋づる式に検挙されたりしますが、最近ハリベンジ・ポルノ、イジメ画像の流出、詐欺的手口による自画撮り入手などが目立ちます。中には肉親が金に困って子供の裸写真を売るようなケースもあります。

そんなわけで現在では実際の「児童ポルノ」を見たことのある人はほとんどいません。摘発された「児童ポルノ」は押収した当局が厳重に保管するため、捜査、裁判関係者以外は聞

覧できません。

つまり実際の「児童ポルノ」がどんな物か知らないままイメージで論じるしかないのが実情です。

## ■児童ポルノの歴史

ポルノ業界に詳しい人によると、実写の「児童ポルノ」は1970年代には野放しに近い状態でした。原産国はセクシャル・レボリューションの旗頭だったスウェーデンやオランダで、「スウェーデンでは児童ポルノを作るために子供を作る親がいた」という噂まで流れていたそうです。現在のスウェーデンが創作物にまで規制をかけて厳しい「児童ポルノ」規制を行っているのはその反動なのかもしれません。

いくら、当時は野放しだったといってもハードコアは表には出てきません。アダルトショップで売られていたのは原産国が欧米でヌーディスト・ビーチ（またはキャンプ）で撮影された定期刊行物や、性器を露出した少年少女のアングラ写真集でした。ハードコアの「児童ポルノ」はマニア間で売買や交換されることが多かったそうです。

その頃、一般書店では「芸術的な少女ヌード写真集」が普通に販売されていました。沢渡朔、荒木経惟といった有名どころ名作をリリースしています。一方、旧華族令嬢でレズビアン活動の先駆者だった清岡純子は小型の少女ヌード写真集を量産し、鉄道弘済会の駅売店（現在のキヨスク）でタバコやスポーツ新聞と一緒に堂々と販売していました（彼女の作品は「児童ポルノ」扱いされ、国立国会図書館では閲覧不可になっています）。

こうした少女ヌードが出回っていた頃には、文学、演劇、アートの分野におけるアリスブーム、美少女ブーム、漫画、アニメの美少女キャラブーム、ロリコン漫画ブームがありましたが、そうした文化的背景とは別に「無修正のヌードを見たい」という欲望がありました。当時の状況に詳しい専門家によると「子供の性器は生殖器ではなく泌尿器であり、そんなものに欲情するのはごく一部の変態だけ」と当局が考えて取り締まらなかったそうです。この法解釈が「子供の性器も生殖器である」という判例が出て覆り、少女ヌードを売り物にしていたロリコングラフィ誌は1985年末には全滅します。

## ■児童ポルノ禁止法の歴史

日本における「児童ポルノ禁止法」成立の原点は1996年にストックホルムで開催された「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（通称：ストックホルム会議）です。この会議に準備不足のまま参加した日本政府代表は、「適切な法整備が進んでいない」「日本が児童ポルノの発信基地になっている」「書店の96～97%に子どもポルノが置かれている」（矯風会の調査）と非難されてしまいました。ちゃんと準備していれば反論もできたと思われそうですが、やり込められて帰ってきた。このトラウマが「児童ポルノ禁止法」成立への大きな力となったことは想像に難くありません。

1999年に議員立法で成立した「児童買春・児童ポルノ禁止法」は、からくも国会審議の

最終段階で表現物規制は削られました。

しかし第六条には

「施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」

とあるため、2002年以降にマンガ、アニメを規制対象とする改正が行われる可能性が残っていました。

その意味で2001年に横浜で開催された「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（通称：横浜会議）は規制強化派、対規制反対派の前哨戦でもあったわけです。反表現規制団体、人権団体、有識者、政治家がエクパット関西ユース主催のワークショップ「漫画はCSEC（Commercial Sexual Exploitation of Children：児童の商業的性的搾取）ではない」で、マンガ、アニメ規制反対の声をあげた結果、2004年、2009年での「児童ポルノ法」改正ではマンガ、アニメの規制が入りませんでした。

しかし2013年の改正案では規制派も本気で取り組みます。

「一三年四月二六日、自民党の政調会長が、当時私が所属していたみんなの党の政調会議を改正案の説明のために訪れたとき、いよいよ恐れていたものが来たなと思ったことを覚えています」（山田太郎『「表現の自由」の守り方』）

周到な根回しというほかありません。

改正案の大きな柱は、まず次の二項目です。

- ・単純所持禁止と罰則化
- ・ネット企業の捜査機関への協力を努力義務化

単純所持禁止は恣意的な捜査に繋がるグレーゾーンが広いという問題があり、冤罪の温床になりかねません。1997年に施行された韓国版「児童ポルノ禁止法」の「アチョン法」は単純所持を禁止し、マンガ、アニメ、ゲームも「準児童ポルノ」として規制の対象にしています。その結果、韓国では青年マンガのジャンルがほぼ消滅し、2011年の規制強化によって2ヶ月間に数千人が検察に送られ、一年間で未成年者を含む2200余名が逮捕されました（その多くは20代前半の女性）。単純所持を容認すると「性虐待記録物」が永遠に残り、闇で流通し、二次被害を起さる恐れがあり、規制が必要なのは当然です。しかし、韓国の事例を見てもわかるように、ひとつ間違えると罰せられる必要のない人間まで過剰な懲罰を受けることとなります。

次の捜査協力への努力義務は、事実上の強制に他なりません。守るべき「通信の秘密」の壁を壊す、実質的な検閲につながります。

この2点は、いずれも熟議を要する改正案ですが、それ以上に問題なのが、

「マンガ、アニメ、ゲームと児童性虐待の関係を調査する」

という内容の附則第二条です。

「調査くらいしてもいいんじゃない？」

「調査して関係が否定されればいいよね」

と楽観視する人もいるかもしれませんが、附則第二条を読めばかなりリスクであることがわかります。

附則第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第1項から、わかりにくい文章ですが「児童ポルノに類する漫画等」というすごい用語が登場します。漫画と児童ポルノをニアコールで結ぶ誘導的な用語だと思います。その定義を要約すると「児童ではなくても児童に見える人物が登場して、児童ポルノのような描写があるマンガ、アニメ、CG、写真」ということになります。「漫画等」といっていますが定義に「写真」が入っているので、例えば21歳のコスプレイヤーが魔法少女のコスプレでエロチックなポーズをしている写真集も調査研究の対象になり得ます。

これらの「児童ポルノに類する漫画等」と児童の権利侵害行為との関係性が、どういう物を想定しているのでしょうか。例えば「エロマンガを読んでムラムラして襲ってしまいました」とか、「ほら、マンガで描いてあるくらい普通のことなんだから」と児童をだまして誘うツールに使われた事犯などを検証しようというのかもしれませんが。

しかも、それが第2項のインターネットの閲覧制限に関する技術開発促進に直結します。

当然ですが反表現規制団体や人々が反対の声を上げ、熱い論争が繰り広げられました。詳細については山田太郎『「表現の自由」の守り方』や『マンガ論争9』『マンガ論争10』を参照していただければと思います。

この攻防の結果、改正案は賛成多数で成立します。反表現規制サイドの敗北かというところではありません。それぞれが譲歩し、さらに山田太郎議員が原案を作成した付帯決議を採択することによって、一定の歯止めを掛けることに成功しました。

## ●付帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の自公について格段の配慮をすべきである。

- (1) 児童を性的搾取及び性的虐待から守るという法律の趣旨を踏まえた運用を行うこと。
- (2) 第七条第一項の罪（註：単純所持罪）の適用に当たっては、同項には捜査権の乱用を

防止する趣旨が含まれていることを十分に踏まえること。

(3) 第十六条の三に定める電気通信役務を提供する事業者に対する捜査機関からの協力依頼については当該事業者が萎縮することのないよう、配慮すること。

### ■「児童ポルノ禁止法」の問題点1：用語が不適切

現時点では「児童ポルノ禁止法」で表現規制が行われる可能性はほとんどありません。フォトリアルなCGの作者が同法違反に問われ、2020年に最高裁で罰金が確定していますが、实在児童の写真集の模写（または加工）したCGという特殊な事例であり、賛否両論の大きな論議をまきおこしました。そのせいか「素材の写真は古く、少女への具体的な権利侵害想定されず、違法性は高くない」と罰金刑にとどめられています。

しかしながら現行法に問題がないわけではありません。

そもそも「児童ポルノ」という文言についてはインターポール（ICPO、国際刑事機構）なども不適切な用語だとしています。この言葉を使うのは犯罪性や児童の被害性を薄めることにつながります。被害児童が、あたかも合意の上で「児童ポルノ」に出演した「共犯者」であるかのような印象を与える可能性が少なくありません。また詐欺的手法によって裸写真を自画撮りさせ「君がやったことは児童ポルノ製造罪だから捕まる時は一緒だよ」と脅迫することもあり得ます。

「児童ポルノ禁止法」が守るべきは児童の人権、個人法益です。实在の児童の被害を防ぎ、被害者児童の人権を保護し、ケアが大前提です。これを明確にしない限り、「児童ポルノに類する漫画」「準児童ポルノ」「疑似児童ポルノ」「非实在児童ポルノ」などの文言を作り、マンガ、アニメ、ゲームを「児童ポルノ禁止法」の対象にしようという動きが常にあります。

そこで、「児童ポルノ」という言葉をより明確にするために「児童性虐待記録物」に代えようという動きが起きました。

これはICPOの推奨するChild Abuse Material（CAM：児童虐待記録物）またはChild Sexual Abuse Material（CSAM：児童性虐待記録物）に準じた形です。

「これを『児童虐待記録物』あるいは『児童性虐待記録物』といった呼び方に変えれば問題点は明確になります。ポルノかどうか、性的に興奮するかどうかではなく、そこで被写体の児童が虐待されているかが問題なのです。もちろん、そうすれば架空の創作物は児童性虐待記録物か、なんて議論が起きることもないでしょう」（山田、前掲書）

2014年にはライターの廣田恵介さんがネット署名運動「児童ポルノではなく【児童性虐待記録物】と呼んでください。」を立ち上げ1万3千筆強の署名を集め、衆参の全国会議員721名に提出しました。山田太郎も国会に名称変更の要望書を提出しましたが、残念ながら「児童ポルノという用語が定着しているので変える必要はない」という理由で退けられました。定着したら困るからこそ変更すべきなのですが、問題点が理解されなかったようです。



## ■「児童ポルノ禁止法」の問題点2：性虐待を取りこぼす3号ポルノ

実在児童の保護という立法趣旨でありながら現行法における「児童ポルノ」の定義を見れば「どの程度の裸か?」「性器などが見えるか?」という旧来のワイセツ観が影を落としています。

### 定義

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等(性器、肛門又は乳首)を触る行為又は児童が他人の性器等(性器、肛門又は乳首)を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部)が露出され又は強調されているものであり、かつ性欲を興奮させ又は刺激するもの

中でも三項目の3号ポルノの定義はその端的な例です。この定義によると顔に精液をかけられた着衣の児童の写真、着衣で緊縛されて鞭で叩かれている児童の動画は「児童ポルノ」ではないことになってしまいます。

逆に児童が露出度の高いコスプレ姿でお尻を突き出して「強調」するポーズをとった写真が「性欲を刺激」していると判断されれば「児童ポルノ」になってしまうのです。

一般成人男性の性欲が基準であって、性虐待被害の有無は度外視されているわけです。

少なくとも3号ポルノは削除すべきですし、立法趣旨を考えれば、先に指摘したように「児童性虐待記録物」と名称を変更すべきです。

この二大問題点は以前から何度も指摘され、改善が求められてきましたが、残念ながらまだ残っています。

## ■無根拠な外圧に翻弄される「児童ポルノ」

以上の問題点を解消しても、海外からのバッシング「日本は児童ポルノ天国だ」は続くでしょう。まず大きいのは、マンガ、アニメ、ゲームを「児童ポルノ」に含めている国が多いからです。「児童性虐待記録物」にも「表現物」が含まれるという立場の国もあります。マンガ、アニメ、ゲームの表現の自由を守っているのは日本だけと言っても過言ではありません。

なので海外基準では日本では問題視されないようなマンガ、アニメ、ゲームでも「児童ポルノ」の箱に入れられてしまいます。「児童ポルノ」の国際的流通に関しては複数の全く違う統計がありますが「日本は児童ポルノ天国」という無根拠な言い掛かりの裏には「児童性虐待記録物」と「創作表現物」をごちゃ混ぜにしたイメージ操作が働いていると考えます。

また古く怪しげなデータや、規制推進団体の主張を鵜呑みにした非難も多く見られます。その好例がブッキオ国連特別報告者のトンデモ発言です。記憶している人も多いでしょ

うが、「日本の女子高生の30%が援助交際をしている」と言って批判されて、あわてて「翻訳の間違いで13%です」と訂正した方です。この数値にも裏付けはなく、外務省の抗議を受けたブッキオ報告者は事実上この数値を撤回しました。彼女は、援助交際とは別に「子どもを極度に性的に描き、児童の性的虐待や性的搾取を陳腐化する漫画についてさらなる議論と調査が必要である」

とも述べていましたが、これも特に裏付けはなく議論の対象にもなりません。ところが今になって、共産党が総選挙に向けた政策の中で国連人権理事会の特別報告者（ブッキオさんですね）が「日本が極端に暴力的な子どもポルノを描いた漫画やアニメ、CG、ビデオ、オンライン・ゲームの主要な制作国として国際的にも名指ししており、これらを適切に規制するためのより踏み込んだ対策」を勧告したと述べ、マンガ、アニメ、ゲームを「非実在児童ポルノ」と呼んだことが、各方面に衝撃を与えました。

この共産党の公約問題は直近の話題で、ご存知の方も多と思います。山田太郎も『さんちゃんねる』で採り上げていますので、詳細は省きますが、無根拠で不勉強な個人の発言にすぎなくとも「国連」という権威によって後々まで禍根を残す好例でしょう。

抗議と非難を向けられた共産党は後に、政策「60、文化」（※3）で

「『児童ポルノ規制』を名目にしたマンガ・アニメなどへの法的規制の動きには反対です。」

と書いていることを挙げて、表現規制に与しないことを明言しました（※4）。

また同時に「児童ポルノ」の名称が不適切であり「児童性虐待・性的搾取描写物」と変えるべきと主張していることに対する批判に対しては「ここで言う『描写物』には、漫画やアニメなどは含みません」と注釈を加えました。

共産党が今すぐ表現規制に動くことはないと思いますが、10月28日現在でも、「非実在児童ポルノ」やブッキオ報告を元にした部分は残存しており、同党幹部が法的規制によらない社会的合意による制限を示唆しており、不信感が色濃く漂っています。

## ●注釈

※1：日本共産党の政策／各分野の政策（2021年）／7、女性とジェンダー

[https://www.jcp.or.jp/web\\_policy/2021/10/2021s-bunya-007.html](https://www.jcp.or.jp/web_policy/2021/10/2021s-bunya-007.html)（後に注釈が付け加えられた）

※2：2014年の改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」と変更（それ以前は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」）。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC1000000052>

※3：この文言は最後の一行に登場します。

[https://www.jcp.or.jp/web\\_policy/2021/10/2021s-bunya-060.html](https://www.jcp.or.jp/web_policy/2021/10/2021s-bunya-060.html)

※4：「共産党は表現規制の容認に舵を切ったのですか」とのご質問に答えて

[https://www.jcp.or.jp/jcp\\_with\\_you/2021/10/post-49.html](https://www.jcp.or.jp/jcp_with_you/2021/10/post-49.html)

#### ●参考資料

山田太郎『「表現の自由」の守り方』（2016、星海社新書）

<https://amzn.to/3bdtoOu>

『マンガ論争 9』（2013、永山薫事務所）

<https://amzn.to/3nvwkHo>

『マンガ論争 10』（2013、永山薫事務所）

<https://amzn.to/3jDcTQe>

（文責：編集部）

---

---

## 表現規制アンテナ

### 不健全／有害図書類指定情報

#### 東京都青少年審議会

#### 2021 年度の現況

第 724 回／2021 年 4 月 12 日開催

不健全図書類指定：2 誌

■指定対象①：『恋は AV 現場で起きている』

■作 者：椎名秋乃

■発行日：2021 年 4 月 5 日

■発行元：ジュネット

■内 容：

BL。作者は 2008 年に初コミックスを 2 冊同時リリース。10 年以上の実績がある。ゲーム原画、小説の挿絵、キャラクターデザイン、同人誌など幅広く活躍。

標題 2 部作は売れっ子ゲイビデオ男優（ウケ）の邑瀬は趣味と実益を兼ねた職業に満足していたが、タチ男優たちとの激しいセックスでも不満が残っていた。そんな彼の前に巨根

の持ち主である撮影スタッフ・佐倉が現れる。クールなノンケの佐倉を落とそうする邑瀬の苦闘を描くセックスコメディ。他にタチ同士のせめぎ合いを描く『挿すか!?挿されるか!?』、幽霊に想い人を寝取られた主人公の奮戦記『NTR 事故物件』の2部作2本を収録。

さすがはベテラン作家。アイデアも、画力もずば抜けているし、キャラも立ち、話作りも巧みで読ませる。本年度イチオシの傑作。

#### ■自主規制団体意見

指定該当9：保留4：非該当3と該当意見が多数を占めたものの、全体的にはコミカルなストーリー性は認めている。該当意見では『挿すか!?挿されるか!?』の媚薬使用をフェイクと認めつつも「誤解を招く」との指摘もあった。そこまで未成年読者のリテラシーが低いとは思えないし、無理な指摘だと思う。保留が多いのは、エロ以外でもちゃんと読ませる漫画力があればこそだろう。

#### ■指定対象②：『本当にあった思わずザワつくとおきの話』

■作 者：八月薫

■発行日：2021年3月17日

■発行所：リード社

■内 容：

男性向け。2021年度で言えば10月末現在で唯一の非BLジャンルからの指定。2021年1月から見ても3冊目である。

作者は超ベテラン。これが14回目の不健全図書類指定でダントツの歴代1位。スマートな劇画系でいわゆる「ド劇画タッチ」ではなく間口が広い絵柄だ。読者告白をベースにコミカライズした実録物を得意とする。読者告白の真偽はともかくきっちり16ページで読ませる漫画を描くエンターテイナーだ。今回も、コインランドリー、シェアハウス、夜店、猫カフェ、父母会と様々なシチュエーションでの男女の出会いと性愛を描き、安定した実力を見せてくれる。

#### ■自主規制団体意見：

指定該当4：保留2：非該当10と非該当意見が圧倒的に上回った。「12話も読むとセックスは容易に出来るという印象を与えてしまう。青少年には不向きである」という該当意見があり、そういう見方もあるのかと感心した。非該当意見は「絵柄が大人向けで、青少年が手に取るか疑問」「全体的にぼかしも大きめ」「悪質な人格否定は見られない」など。

#### ■審議会

今回の傍聴人は12名。審議時間は55分。

委員の交代があり、東京法務局人権擁護部部長の亀田雅子委員、警視庁生活安全部少年非行対策官の横山和子委員が新しく就任した。

諮問図書の審議は今回も全員一致で2誌共、不健全図書類指定の答申を行った。指定理由は諮問図書①について「擬音」「体液描写」を指摘する声が多く、諮問図書②については自主規制団体には非該当意見が多かったが、性交描写が多いことを指摘。

諮問図書②は最近指定を受けた BL と比較してもソフトであり、審議会委員諸氏の理屈もわかるが現状では敢えて指定するまでもないのではないか？ 八月薫のコミックスは出版されればほぼ確実に指定されている。筆者の以前の取材では東京都はブラックリストや後任者への申し送りを否定しているが、今となってはむしろ地味なコミックスが諮問図書とされることに違和感を覚える。おそらく「前回と比較して改善されていないのに見逃せない」という意識があるのかもしれないが。

-----  
第 725 回／2021 年 6 月 14 日開催

■不健全図書類指定：2 誌

■指定対象①：『クソアンチ♥ラブデストロイ』

■作 者：さきしたせんむ

■発行日：2021 年 4 月 21 日

■発行所：竹書房

■内容：

BL。作者にとって紙本としては 6 冊目の商業コミックス。

表題作 3 部作は人気作家・氷室達臣を過激なアンチ・田中浩平が襲撃。しかし、あっさりと捕まって、きつい報復を受けることになる連作。田中は熱烈な元ファンで、氷室のジャンルの乗り換えや自己啓発本執筆が許せずに犯行に及んだ。冒頭から殺人未遂→逆転→拘束→性的暴行と書くとハードな展開だが、実態はドタバタコメディ。小説オタクでネジのぶっ飛んだ田中と冷静なサディスト氷室の絶妙な掛け合いは爆笑物だ。笑いと性描写の過激さの対比もいい。他に 4 本の短編を収録。いずれも SM や貞操帯プレイといった癖の強い内容だ。

■自主規制団体意見

指定該当 14：保留 1：非該当 2 と圧倒的多数が「指定やむなし」。該当意見のポイントはやはり暴力性。拘束や強制性交といった「人格否定」が指摘されている。ただ該当としながらも氷室の逆襲に「『正当防衛』というロジックも用意されており」とか、二人の関係を「相思相愛であるが」とかフォローも入っている

■指定対象②：『こんなことするとは聞いてない！』

■作 者：PATO

■発行日：2021 年 6 月 7 日

■発行所：道玄坂書房

■内容

BL。初コミックス。一冊完結の長編。

就活が上手くいかない北嶋雄飛は 3 万円の日当に釣られて、漫画家南田楓のモデルになる

が、なんと南田はBL漫画家で、いきなり拘束されて、乳首や性器を弄ばれる表情を撮影されるという、とても恥ずかしいバイトになってしまう。当然なが行為はエスカレートしていく。北嶋はやがて快感を覚え……。あり得ないシチュエーションだが、そこが漫画のいいところ。

#### ■自主規制団体意見

指定該当14：保留1：非該当2とこちらも圧倒的多数で「指定やむなし」。①を読んだ後だとソフトに感じるが、性器描写を問題視する声が多数あった。もうひとつの問題点として指摘されたのが性行為に金銭授受が介在している点。「この過程を全て「仕事」の文脈に位置づけてのセクハラ、それを恋愛と強弁する欺瞞は、重層的な「人格否定の美化」ととられても、いたしかたない」と、手厳しい意見も。

#### ■審議会

今回の傍聴人は16名。審議時間は50分。

諮問図書①②共に指定該当で全員一致の答申となった。①は性描写の激しさ、拘束などの強制、器具使用、暴力性、露骨な描写が指摘され、②は修正の甘さ、人格否定、金銭授受が指摘された。出版側と推測される委員より、

「BLは、女性の読者を想定して主に女性の作者が、男性同士の愛とセックスを描くというのがパターンで、これが市場を形成しているんですけども、こういう市場が今、日本だけではなく韓国語に翻訳されたり、台湾に出ていってたりして、約二百数十億円の市場規模になっています。この2誌の描写そのものは東京都の条例等の規程に該当しますので、私も成人向けということで指定該当やむなしとは思いますが。ただ皆さんに知っておいていただきたいのは、作者も編集者も多くが女性で、読者も女性の20代30代が中心です。そのBL作品のほとんどは、ソフトなものだということをやっと頭の中に入れておいていただければと思います」

とBLジャンルを擁護する意見があったことを付記しておく。

-----  
第726回2021年7月12日開催

■不健全図書類指定：1誌

■指定対象：『二番の中で一番上』

■作者：真ing

■発行日：2021年6月15日

■発行所：メディアソフト

■内容：

BL。作者、初コミックス。創作系と二次創作のBLジャンルで主にTwitter、Fantia、ブログ、同人誌で活動。

本作はネット発の連作形式の長編。出会い系で空振りしたゲイのサラリーマン・松坂がひよんなことから天然なノンケのシュウと出会って、付き合い始める。細かなコマ割で二人の主に性的な日常を丹念に描き、二人の愛情が徐々に強まっていく様子を積み重ねていく。事件も起こらず、セックスと心理と下世話なまでの生理感覚で、なおかつラブストーリーという極めてユニークな作品。

#### ■自主規制団体意見

指定該当 5：保留 1：非該当 10 とダブルスコアで「該当せず」意見が圧倒した。該当意見ではセックスシーンの多さが指摘されているが、確かに多目である。非該当意見では「人格否定もなく、純愛的」「強制的な要素もなく」「卑わい感があるとはいえない」など、要するに「エロ度が低い」ということだ・

#### ■審議会

今回の傍聴人は 15 名。審議時間は 68 分（優良映画推奨あり）。

非該当意見の委員が 1 名。その理由として「そういったものもこの審議会でこれまで拝見してきたものよりかは抑えられている。修整もされていると思います。ストーリー自体も暴力的な描写もなく、純愛というところもありますので」（E 委員）と述べた。こうした少数意見が出ることは極めて珍しい。他の委員はセックスシーンの多さと修正の甘さという恒例の「指定該当」意見をのべ、圧倒的多数により不健全図書類指定の答申となった。会長代理は自主規制団体意見で非該当意見が多かったことを踏まえ「施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロ」を引用し「人格否定的な面は確かにないと言っていいかもしれませんが、この前段の、『性的行為を露骨に描写し、又は 表現することにより卑わいな感じを与える』に該当すると思います。性器の描写それから擬音、こういうものを総合的に判断しますと、卑わい感が否めないと思います」と述べている。「卑わい感」は「感」というくらい主観的な感覚であって「総合的に判断」して「卑わい」かどうか決めるようなものではないのだが。

-----  
第 727 回 2021 年 8 月 2 日開催

■不健全図書類指定：1 誌

■指定対象：『フェイク・ゴシップ』

■作 者：bov

■発行日：2021 年 7 月 21 日

■発行所：竹書房

■内 容：

BL。『性癖ヤバめなオトコに狙われました。』（既刊 3 巻、彗星社）に続く作者 3 冊目のコミックス。作者は R18 及び全年齢対象の同人誌でも活動中。

本作品集は写真週刊誌のパパラッチ・杉村直哉と若手イケメン爽やか俳優・椎名蓮との

SM的な交情を描く表題連作2本と、無自覚ストーカー大学生・ダイヤと天然気味アーティスト・田辺栄作の奇妙でおかしい関係を描く「アバンギャルドとスト●カー」連作3本を収録。いずれの連作も個性的なキャラと丹念な心理描写が際立っており、また全体をユーモアで包み込んでいるので微苦笑しつつ楽しめる。後味もいい。こういう秀作を発掘する都庁若手支援課の眼力は皮肉ではなく素晴らしいと思う。

セックス描写はかなり過激で、性器はトーン削り技法によりほぼ隠されているが、局部を完全に消したところでエロチックさは失われないだろう。それだけ「エロマンガ」的には優秀であり、不健全図書類指定はむしろ勲章と言えるだろう。

#### ■自主規制団体意見

指定該当9：保留2：非該当1と圧倒的多数が「指定やむなし」と判断。特に表題作の監禁、拘束、器具使用、強姦性交の人格否定的要素、一部の修正の甘さなどを指摘。また、強制からハッピーエンドというBLにはありがちなレイプファンタジー展開を問題視する声も。「アバンギャルドとスト●カー」連作については好意的な意見も見られたが、「ストーキングを容認するといった誤解を与える表現」と指摘する意見があった。「完成度が高いBL」などの好意的な意見も散見し、マンガとしては評価が高い。

#### ■審議会

今回の傍聴人は8名。会議時間は全40分。

東京都議会議員選挙後初の審議会。都議会推薦の都議が解嘱され、議会からの新たな委員の推薦が間に合わないという谷間の審議会となった。有権者都民の代表でもある都議不在での開催には疑問があるが、致し方ないのかもしれない。

諮問図書の審査では、満場一致で不健全図書類指定の答申となった。委員の意見は自主規制団体意見とほぼ重なる。表題作の「スタンガン」使用については自主規制団体が2名なのに対し、審議会では6名の委員が問題視しており、微妙に温度差がある。

-----  
第728回 2021年9月13日開催

不健全図書類指定：2誌

えむえむお『おしかけアクマは逆らえない!』（2021年8月15日、新書館）

ホン・トク『視線部屋—メス堕ち短篇集—』（2021年7月31日、CLAPコミックス）

・議事録未公開（公開後に詳報予定）

-----  
第729回 2021年10月11日開催

不健全図書類指定：1誌



佳門サエコ『これから俺は、後輩に抱かれます 2』(2021年9月10日、libre)

・議事録未公開(公開後に詳報予定)

-----  
文責：永山薫／マンガ論争編集部  
-----  
-----

## ■次号予告

※未確定分を含みます

■15分でわかるさんちゃんねるダイジェスト 11月配信分

■旬の話題を深掘りする第2回

これが日本の未来!? 恐怖の韓国アクション法

■表現規制アンテナ

東京都不健全図書類指定最新情報

その他

■永田町グルメ情報

■自民党本部潜入ルポ